

調査報告書

平成 26 年 3 月 7 日

第三者委員会

株式会社アイレックス
取締役会 御中

株式会社アイレックスにおける一連の不適切な会計処理に関して、本調査委員会が実施した調査の結果をご報告いたします。

平成 26 年 3 月 7 日

第三者委員会

委員長

澤井 英久



委員

根岸 清一



委員

伊藤 大義



本報告書における略語一覧

略語	正式名称又は略語の説明
ARX 社	株式会社アイレックス
ARS 社	アイレックスシステム株式会社
AIS 社	株式会社アイレックスインダストリアルソリューションズ
AIT 社	アイレックスインフォテック株式会社
ARX グループ	ARX 社を親会社とする企業集団
TCS 社	TCS ホールディングス株式会社
TCS グループ	TCS 社を親会社とする企業集団
前第三者委員会	平成25年5月7日にARX社が設置した第三者委員会であり、ARX社と利害関係のない外部有識者である公認会計士桑原隆広(委員長)、弁護士小出康夫(委員)、弁護士山田攝子(委員)の3名で構成され、(1) 事実関係の中立的な調査、(2) 調査結果の報告、(3) 再発防止策に関する提言を目的とし、平成25年6月10日付にて最終調査報告書をARX社宛に提出している。
前調査	前第三者委員会による調査
前回訂正	平成25年6月10日付にてARX 社が公表した訂正財務諸表への訂正を「前回訂正」とし、「前回訂正後」と記載する場合は当該訂正財務諸表に基づく数値又は金額を示し、「前回訂正前」と記載する場合は当該訂正を行う前に公表した財務諸表に基づく数値又は金額を示す。
今回訂正	本調査により発見された不適切な会計処理の過年度財務諸表への影響額の試算結果を反映した結果を「今回訂正後」と表記する。なお、過年度財務諸表への影響額については、会計監査手続が終了しておらず、また、消費税等は考慮していないため、「今回訂正後」の金額はあくまで試算結果による参考値であることに留意されたい。

目次

第 1. 調査の概要	1
1. 調査に至る経緯	1
2. 調査委員会の設置	1
3. 本調査の目的	2
4. 本報告書の取扱いに関する留意事項	2
第 2. 本調査の手法及び範囲	4
1. 対象会社及び対象期間	4
2. 実施した調査検討事項及び手続	4
第 3. 判明した不適切な会計処理に関する事項	6
1. 締め後売上の計上	6
2. 工事進行基準における売上の前倒し計上	7
3. 市場販売目的のソフトウェアの資産性	7
4. 仕掛品の過大計上	8
5. その他会計処理の適切性	9
第 4. 財務諸表に与える影響	20
1. 連結財務諸表への影響の検討	20
2. 個別財務諸表への影響の検討	22
第 5. 不適切な会計処理に関し判明した事実関係	25
1. 不適切な会計処理の背景事情	25
2. 不適切な会計処理の関与者及び関与形態	25
第 6. 不適切な会計処理が発生した要因及び組織・経営体制上の問題点	27
1. コーポレート・ガバナンスの状況	27
2. 公表値達成至上主義の存在	27
3. 不適切な会計処理における内部統制上の問題点	29
4. コンプライアンス意識の欠如	31
第 7. 再発防止策の提言	33
1. 改善委員会が実施している再発防止策の有効性	33
2. コーポレート・ガバナンス強化における提言	33
3. コンプライアンス態勢構築・強化における提言	34
4. 業務プロセス等における有効な再発防止策	35
第 8. 結語	38

第1. 調査の概要

1. 調査に至る経緯

株式会社アイレックス(以下「ARX 社」という。)において、平成 24 年 10 月に会計監査人の指摘を契機として締め後売上の過大計上の事実が判明し、平成 25 年 3 月に売掛金を 1 億 4300 万円控除し売上を取り消した。かかる不適切な会計処理の事象について、同年 5 月 7 日、事実関係の調査及び再発防止策の提言を目的として第三者委員会(以下「前第三者委員会」という。)が発足し、同委員会から同年 6 月 10 日に ARX 社宛ての最終調査報告書が提出された。これを受け、ARX 社は、不適切な会計処理による過年度の売上高及び当期純利益の影響額をとりまとめ、訂正四半期報告書及び訂正有価証券報告書を開示した。

同年 10 月から証券取引等監視委員会の検査が開始され、その過程で、過年度の大阪支店の仕掛品勘定及びソフトウェア仮勘定の実在性等について疑義が呈され、社内調査を進めたところ、上記仕掛品勘定に実体のない労務費 70 万円が含まれていることが判明した。そこで、ARX 社は、同年 11 月 22 日に改めて第三者委員会を設置し、ARX グループと利害関係のない下記の専門家 3 名に就任を依頼して本調査を委託し、同 3 名はこれを受諾した。

	氏名	所属等
委員長	澤井 英久	弁護士 (新四谷法律事務所、元第二東京弁護士会会长)
委員	根岸 清一	弁護士 (弁護士法人霞門法律事務所、元第二東京弁護士副会长)
委員	伊藤 大義	公認会計士 (公認会計士伊藤事務所、元日本公認会計士協会副会长)

2. 調査委員会の設置

第三者委員会は、直ちに協議を行い、調査実施チームを組成し、調査に着手した。同委員会の調査対象、調査事項及び調査手続については、後記「第 2. 本調査の手法及び範囲」に記載のとおりである。

本調査は、日本弁護士連合会が策定し公表している「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」(平成 22 年 12 月 17 日改訂)に準拠し、日本公認会計士協会(経営研究調査会)が策定し公表している経営研究調査会研究報告第 51 号「不正調査ガイドライン」(平成 25 年 9 月 4 日)を参考にしつつ実施した。

なお、本調査に当たっては、次の 4 名を含む専門家(延べ 16 名)が補助者として調査に当たった。弁護士青木清志(新四谷法律事務所)、同松本公介(新四谷法律事務所)、同澤井裕(山田二郎法律事務所)、公認会計士松澤公貴(デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社)。なお、各調査委員及びこれらの補助者は ARX 社との間で継続的な業務上の関係を有してい

ない。

3. 本調査の目的

本調査の目的は、今回の事象の事実関係の調査、過年度の会計処理の適正性の確認、調査結果の報告、再発防止策に関する提言としており、具体的には以下のとおりである。

ARX 社大阪支店で平成 23 年 6 月に開始されたシステム開発の受注制作プロジェクトに関する長期滞留仕掛品の原始証憑となる技術員の勤務表の改ざんが発見され、仕掛け品の一部に実体のない資産が含まれていた事実が判明したことが契機となって本調査が開始されたことから、まず、同支店の仕掛け品の実態を明らかにすることとし、併せて、ARX 社の営業部又は他の支店や同社の連結子会社にも類似事象が存在しないか否かを分析、検討することを目的とした。

次に、証券取引等監視委員会から資産性の疑義を指摘された市場販売目的のソフトウェアの研究開発は、ARX 社が平成 23 年 3 月から着手し平成 25 年 3 月に社内で開発計画の中止が決定されたものであるが、その資産計上の要件の充足及び時期が適切であったかどうかを事実を解明することを目的の主眼においた。

この他に、受注制作のソフトウェア取引の売上計上において、同社が平成 22 年 4 月から採用している工事進行基準の会計処理が個々の取引において適切に行われていたかという点も本調査の目的とした。

また、同社の主要な取引類型の一つであるシステムエンジニア(SE)の派遣及び業務委託契約の売上計上においては、いわゆる締め後売上の会計処理がおこなわれ、これに架空売上が含まれていた経緯については、前第三者委員会の調査で明らかにされているが、前調査の期間が約 1 ヶ月という限られた時間の中で実施され、当該締め後売上のみを調査範囲としていたものであるため、架空売上が、前調査対象期間以外の会計期間、並びに、ARX 社の連結子会社にも存在しないかという点や ARX グループのその他主要な勘定科目における不適切な会計処理の有無についても本調査では調査の目的としている。

本調査では、ARX 社とは中立の立場で事実関係の調査を実施し、前第三者委員会の調査結果も踏まえた上で、調査対象期間を平成 21 年 1 月から平成 25 年 9 月まで広げ、不適切な会計処理が判明した場合には、その発生原因を明らかにし、その再発防止策を検討するとともに ARX 社が上場企業としてのコンプライアンス経営及びコーポレート・ガバナンスを実現するための提言をすることも目的としている。

4. 本報告書の取扱いに関する留意事項

本報告書は、上述した目的のために、第三者委員会が ARX 社取締役会に提出し、ARX 社グループが今後の経営の参考にすることを期待するものである。したがって、上述した目的以外の用途での使用や ARX グループ以外の第三者が本報告書の内容を引用することはできない。また、第三者委員会に無断で本報告書の全部又は一部を転載・開示することを禁ずる。

本調査は、平成 26 年 3 月 5 日に終了し、同日までに入手し得た資料に基づいて実施している。

よって、同日以降発覚した事象に関しては、本報告書に反映されていない可能性がある。

第三者委員会及び調査補助者は、後記「第2. 本調査の手法及び範囲」に記載されている作業範囲において調査を実施し、本報告において報告する事項は、本調査の目的及び範囲内で判明したものに限定された調査事実である。本調査は会計監査とは異なり、調査対象期間における各事業年度の対象会社それぞれの財務書類及び本報告書に含まれている財務数値について、何らの意見表明や保証等を与えるものではないことに留意されたい。

第2. 本調査の手法及び範囲

1. 対象会社及び対象期間

本調査は、前述の目的に沿って行うものであり、後述の調査及び検証の手続により抽出した論点ないし問題点について事実関係を調査し、その原因を究明し、会計処理について抽出した論点及び問題点については影響額の算出を行ったうえで、再発防止策を検討し、ARX 社が上場企業としてのコンプライアンス経営及びコーポレート・ガバナンスを実現するための提言等を行うことを主眼としている。

そこで、ARX 社のほか、ARS 社、AIS 社及びAIT 社の ARX 社グループに属する法人も調査の対象とし、原則として平成 21 年 1 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日を本調査の対象期間とした。さらに、必要として認められた事象については、遡って個々の取引内容等を調査している。なお、調査実施チームは実施した調査結果を日々共有し、調査委員は、計 12 回の第三者委員会を開催し、本調査の結果に基づき議論を重ねた。

2. 実施した調査検討事項及び手続

対象会社における調査は、以下の事項を検討又は手続を実施した。なお、このうち(b)以下については詳細に説明する。

- (a) 前第三者委員会調査の分析
- (b) 関係者へのインタビュー(ヒアリング)
- (c) 会計処理のプロセス及び証憑書類の突合等による適切な経営実態の把握
- (d) PC 等の解析(デジタルフォレンジック)
- (e) アンケート調査
- (f) 不適切な会計処理等に関する行為の事実認定
- (g) 不適切な会計処理等が財務諸表に与える影響の検討

「(b) 関係者へのインタビュー(ヒアリング)」は、退職者を含む ARX グループの役職員、外注先及び現会計監査人等(44 名計 47 回)を対象とし、インタビュー実施時までに入手した情報や他の調査結果をもとに不適切な会計処理等における経緯・事実、内容、不適切な会計処理等の発生時におけるコミュニケーションの状況、外注先等との関係及び ARX グループが抱える問題点等を把握・分析した。インタビュアーの独立性・透明性を担保するために、調査委員及び調査補助者のみで構成されるチームにより対面にてインタビューを実施した。また、インタビュー終了後も必要に応じて対象者に対してヒアリングを実施した。

「(c) 会計処理のプロセス及び証憑書類の突合等による適切な経営実態の把握」は、対象会社の不適切な会計処理に関する論点及び問題点を抽出するとともに、不適切な会計処理の実行方法を特定し、上述のインタビューを含むその他の調査により得られた取引実態と証憑書類を突合することにより、上記 ARX 社及び同社子会社の経営実態を把握した。

「(d) PC 等の解析(デジタルフォレンジック)」は、本調査の契機となった、大阪支店の仕掛品勘定にかかる不適切な会計処理に関するシステム開発のプロジェクトの担当者及び管理者を対象とした(以下、「PC 等解析対象者」)。対象者に対しては、会社から貸与され、業務上使用している PC に残存するデータを取得し、取得したデータのうち復元が可能であると認められる場合には、削除データの復元後、キーワード検索等を活用し内容の査閲を実施した。共有サーバについては、PC 等解析対象者がアクセス可能なフォルダを特定し、キーワード検索等を活用し内容の査閲を実施した。

「(e) アンケート調査」は、平成 25 年 12 月末現在在籍する ARX グループの係長以上の職位の全役職員及びサンプリングで抽出した一部の主任、一般従業員を対象に、記名式アンケート調査により ARX グループにおける「A. コンプライアンスに関する理解度に関する質問」「B. 改善委員会が実施している再発防止策の改善状況に関する質問」「C. 不適切な会計処理もしくは当該処理が疑われる事実についての質問」等に対する回答を把握・分析した(対象者 84 名全員から回答を得た)。

アンケートの回答に不適切な会計処理等の具体的な事案についての記述があった場合は、公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号)及び ARX グループ各社の内部通報規程(平成 20 年 10 月 1 日施行)の趣旨に則り、回答者が記述による不利益を被らないよう保護することを約束し、また、各人の同意がある場合又は正当な理由がある場合を除き、第三者委員会及び補助者以外の第三者に直接的に開示しないことを明示する等、回答者の保護に十分に配慮のうえアンケート調査を実施している。なお、一部の回答者に対して前述の「(b) 関係者へのインタビュー(ヒアリング)」を実施した。

「(f) 不適切な会計処理等に関する行為の事実認定」は、前述の調査の結果をふまえ、不適切な会計処理に関する行為の把握(事実認定)や、不適切な会計処理が発生した背景・要因の分析を行った。また、ARX グループにおける企業風土を把握するために、過去に生じた社内不正行為の記録及び全社的な内部統制の評価表入手し閲覧した。なお、会計処理に関し、会社において裏付けとなる証憑書類等の所在が確認できない場合や取引実態を示す情報が発見されない等の場合には、不適切な会計処理が実行されたものとみなし、より健全な会計処理に訂正を行うこととした。

「(g) 不適切な会計処理等が財務諸表に与える影響の検討」は、前述の調査の結果をふまえ、不適切な会計処理等が財務諸表に与える影響の検討をした。また、ARX グループ各社の財務諸表及び ARX 社の連結財務諸表において、主要な勘定残高の増減内容の把握、証憑書類の突合等を実施するとともに、主要な経営指標(棚卸資産・売上債権・仕入債務の回転期間／各段階利益率等)が会社の経営実態と合致しているかを検討した。

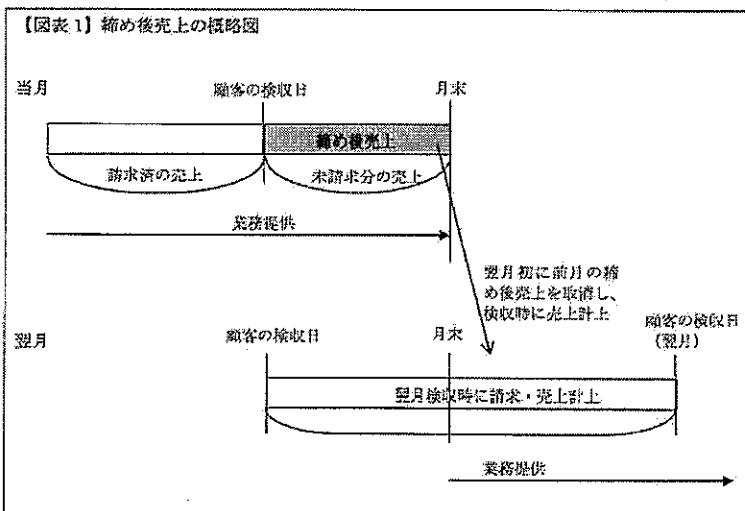
第3. 判明した不適切な会計処理に関する事項

本調査において判明した ARX 社における不適切な会計処理は以下のとおりである。なお、本調査では ARX 社の子会社においては、不適切な会計処理は発見されなかった。

1. 締め後売上の計上

(1) 締め後売上の概要

ARX 社の締め後売上とは、当月中に既に業務提供を完了し原価は発生したものの、顧客の検収日が当月中に到来しなかったため、原価に対応する売上が未請求となっている部分を、ARX 社の会計処理として売上に計上することをいう（【図表 1】を参照のこと）。



締め後売上は翌月月初に取消され、翌月に顧客の検収日が到来した時点で、当該月の実績売上に含めて計上されることになる。

(2) 判明した事実及び影響額

営業部又は各支店では勤務実績に基づいて作成した勤務表とともに締め後売上報告書を作成し、これに基づき業務管理部が売上を計上している。しかし調査の結果、営業部又は各支店においては、締め後売上報告書を作成する際に、実際には締め後売上に係る作業に従事していない人員の作業時間数（作業工数）を勤務表上で手書き等により他の作業時間に付替えて、実際作業時間以上の作業時間を計上し、これに対応する締め後売上の金額を過大に売上計上していたことが判明した。また、締め後売上の計上根拠となる見積書・発注書等の証憑書類が未発行等により確認できないものも散見された。なお、ARX 社グループ子会社においては、本事象に関する不適切な会計処理は発見されなかった。締め後売上による売上の過大計上は前第三委員会の調査でも明らかにされ、その影響額についてはすでに訂正されているが、今回、当委員会の調査の結果新たに判明した不適切な会計処理による影響額は、以下のとおりである。なお、連結売上原価訂正額は締め後売上の訂正に

併せて、同一の期間に対応して計上が行われた締め後外注費の訂正額である。

(単位:千円)

	平成 21 年 3 月期(通期)	平成 22 年 3 月期(通期)	平成 23 年 3 月期(通期)	平成 24 年 3 月期(通期)	平成 25 年 3 月期(通期)	平成 25 年 9 月期(半期)
売上高影響額	△2,100	△4,539	5,775	△236	1,100	-
売上原価影響額	-	△3,390	3,390	-	-	-

注: △は減額を示す。

2. 工事進行基準における売上の前倒し計上

(1) 工事進行基準売上の概要

ARX 社においては、平成 22 年 3 月 31 日付改定の販売管理規程に従い、いわゆる受注制作のソフトウェア取引の収益認識基準として、次の要件を満たすものについては工事進行基準により売上高を計上している。

- ① 開発期間が複数月にまたがる完成開発委託で、一括検収のもの。
- ② 受注案件ごとの工事収益総額及び工事原価総額並びに決算日における工事進捗度の各要素について信頼性をもって見積ることができるもの。

なお、平成 25 年 4 月 1 日以降は、受注案件当たり 50 百万円以上かつ工事期間が 3 ヶ月超の完成開発委託契約に限り工事進行基準を適用することとし、結果として、平成 25 年 4 月 1 日以降平成 25 年 9 月 30 日までの期間に工事進行基準が適用された売上計上は行われていない。

(2) 判明した事実及び影響額

工事進行基準における決算日の工事進捗度は、本来は、予定工事原価総額に対する当期の実際原価の比率で算出することとなるが、営業部又は各支店においては、実際には作業に従事していない人員の作業時間数を、勤務表上で手書き等により修正することで工事原価に含めて計算し、決算日における工事進捗度を実態よりも高く計算することによって売上を前倒しで計上していたことが判明した。なお、ARX 社の子会社においては、本事象に関する不適切な会計処理は発見されなかった。調査の結果判明した不適切な会計処理による影響額は、以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 21 年 3 月期(通期)	平成 22 年 3 月期(通期)	平成 23 年 3 月期(通期)	平成 24 年 3 月期(通期)	平成 25 年 3 月期(通期)	平成 25 年 9 月期(半期)
売上高影響額	-	△1,213	△10,119	2,116	9,215	-
売上原価影響額	-	-	△3,600	3,600	-	-

注: △は減額を示す。なお、工事進行基準売上の訂正に伴う工事進行基準以外の売上及び仕入原価金額の訂正による影響額も含める。

3. 市場販売目的のソフトウェアの資産性

(1) 市場販売目的ソフトウェアの概要

ARX 社のソフトウェア仮勘定は、市場販売目的ソフトウェアの開発費として資産計上さ

れた製品の開発のための人件費及び経費である。証券取引等監視委員会の検査で資産性につき疑義を指摘された A 製品（携帯電話の端末から居宅内の家電を遠隔操作するための受信コントローラー）は、平成 23 年 3 月以降に有線版 ICT コントローラーとして開発が開始され、ブラック試作機を作成した平成 23 年 7 月をもって、ARX 社は、「研究開発費等に係る会計基準」における「最初に製品化された製品マスター」の完成時点と判断し、以降発生した費用のうちソフトウェアの機能の改良・強化を行う制作活動のための費用を、ソフトウェア仮勘定に計上している。その後、平成 24 年 3 月に潜在顧客先からの仕様変更依頼に基づいて、有線版 ICT コントローラーから無線版 ICT コントローラーへと開発方針が変更され、平成 25 年 2 月には基本機能を確認できるところまで至った。しかし、無線版 ICT コントローラーのためには赤外線を透過する製品仕様とする必要があったが、金型製作のために多額な費用の発生が予想されたため予算が承認されず、A 製品の開発中止が平成 25 年 3 月に決定され、同月に「固定資産の減損に係る会計基準」に基づいて減損処理が行われた。

（2）判明した事実及び影響額

A 製品の開発担当者へのインタビューによると、平成 23 年 7 月に作成したブラック試作機は、市販品の部品を買い集めて機能検証テスト用に製作したものであり、機能的にも当初の目標性能を満たしておらず「最初に製品化された製品マスター」の完成とは認識できない状況であることが判明した。すなわち、この時点では量産化できる状況ではなく、仕様要件を満たしていないことから、試作機は会計基準にいう「最初に製品化された製品マスター」として判断することはできないものであった。なお、ARX 社は平成 23 年 10 月に ICT コントローラーの外注先制作の既製品を利用した試作機を制作するが、これは外注先より購入したハードウェアを用いて機能検証用に制作したものであり、仕様要件を満たしておらず、仮に、この時点で発注を受けたとしても製品として量産化できる状況ではなく、同様に当該機も「最初に製品化された製品マスター」と判断することはできないものであった。

よって、ソフトウェア仮勘定に計上されていた人件費及び経費（アプリ開発費、ハード購入費等）については、費用発生のつど研究開発費として費用処理すべきものであったと判断する。

なお、ARX 社グループ子会社においては、本事象に関する不正な会計処理は発見されなかつた。調査の結果判明した不適切な会計処理による影響額は、以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 25 年 9 月期
ソフトウェア仮勘定 影響額	-	-	-	△26,264	-	-

注：△は減額を示す。

4. 仕掛品の過大計上

（1）仕掛品の概要

ARX 社においては、収益認識基準として工事完成基準が採用される受注制作のソフトウ

エア取引については、工事が顧客によって検収されるまでの間、工事原価は仕掛品に計上される。

大阪支店におけるBプロジェクトに関連する仕掛品は、ARX社を含むARXグループにおける従業員及び外注作業員の積み上げ原価(労務費、外注費、間接経費)等の合計であり、平成23年12月は約20百万円、平成24年3月は約29百万円及び同6月は約32百万円が仕掛品に計上された。しかし、その後平成25年3月28日付の取締役会において、「顧客との交渉がうまくいかず、今期中に評価損を計上すべきである」との決議にいたり、同月末に資産性なしとして約32百万円の評価損を計上した。なお、平成24年12月末の長期滞留仕掛品は大阪支店のBプロジェクトだけである。また、ARX社柏開発センターには、平成21年4月から平成25年9月以降まで作業が継続する、複数の細かい発注で構成されるCプロジェクトが存在し、これに関連する仕掛品の残高は、平成21年6月は約1百万円、平成24年12月は6百万円、最大時には平成22年12月に18百万円が計上されている。

(2) 判明した事実及び影響額

ARX社大阪支店におけるBプロジェクトは、平成23年6月に受注し、顧客からの仕様変更等もあり結果として赤字プロジェクトであったが、平成24年2月に顧客の検収が終了し、その後は保守契約に移行した。しかしARX社は、顧客の検収が終了したにもかかわらず、外部に公表した業績予想値の利益目標を達成するために、Bプロジェクト関連の将来回収見込みのない従業員等の積み上げ原価(労務費、外注費、間接経費)を、当該期に直ちに費用処理せずに仕掛け勘定に残留させたものである。ARX社大阪支店では、上述検収完了時以前からこの仕掛け勘定が存在することを奇貨として、プロジェクト責任者が、実際には作業に従事していない人員の作業時間数を勤務表上の手書き修正等でBプロジェクトの作業時間に修正、付替えするように指示して仕掛け品の計上を行っていた。なお、社内メール等によれば、決算期末においては利益調整額を確定するために、本社業務管理と連絡をとりあっている痕跡が見受けられた。また、平成25年5月に、会計監査人から当該プロジェクトの勤務表上の手書き修正の理由の説明を求められた際には、勤務表改ざんの事実を隠蔽し、虚偽の内容を会計監査人へ報告した。さらに、調査の過程において、Bプロジェクトと同様に本来は工事原価として処理すべき人件費が、仕掛け品に計上されていたものが散見されたが、Cプロジェクトもその一つである。

なお、ARX社グループ子会社においては、本事象に関する不正な会計処理は発見されなかつた。調査の結果判明した不適切な会計処理による影響額は、以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期	平成25年 9月期
仕掛け品影響額	△612	△12,660	△16,742	△50,658	-	-

注:△は減額を示す。

5. その他会計処理の適切性

前述の 1.2.3. 及び 4. で判明した不適切な会計処理を除き、ARX 社及び連結子会社における平成 20 年度から平成 25 年度までの連結財務表及び各個別財務諸表の会計処理の適切性を確認するため、以下の調査手続を実施した。

ARX 社及び連結子会社の連結財務諸表及び各財務諸表を総括的に分析・検討するために、各社の調査対象期間の比較貸借対照表、比較損益計算書及び主要な経営指標の分析表等を作成し、金額や数値の増減比較分析を実施し、必要に応じて会社担当者等への質問及び関連証憑書類との突合等を実施して、全体的な会計処理の適切性を確認した。

さらに、以下に記述する主要な業務フロー毎に関連する取引又は勘定科目の金額推移及び金額増減を比較・分析し、ARX グループ担当者等への質問等によって各勘定科目の適切性を確認し、必要に応じて各種の実証手続を実施して、各業務フロー（関連取引）に含まれる取引又は勘定科目に係る会計処理の適切性を確認した。

以上の各調査手続実施の結果、ARX 社及びその連結子会社の過年度の財務諸表からは、会計処理の適切性に関して疑義を生じさせる事象は発見されなかった。

なお、ARX 社及びその連結子会社の連結財務諸表及び個別財務諸表について調査作業を実施したものうち、主要な作表及び各業務関連取引の概要を以下に記載する。

(1) ARX 社比較要約連結貸借対照表(今回訂正後)

(単位：千円)

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 25 年 9 月期
現預金	666,053	548,400	398,881	252,947	298,386	324,846
売上債権	1,227,855	761,551	663,229	761,231	766,738	622,316
棚卸資産	38,373	6,714	359	1,155	5,593	61,504
その他	93,493	112,957	76,022	59,072	46,773	54,309
流動資産	2,025,776	1,429,624	1,138,493	1,074,407	1,117,492	1,062,977
有形固定資産	80,313	80,378	78,693	77,384	75,683	74,919
無形固定資産	2,678	9,525	7,000	5,239	3,217	2,197
投資有価証券	194,679	209,478	177,924	188,722	228,196	246,776
その他投資等	89,148	66,308	67,090	69,696	59,159	56,093
固定資産	366,820	365,690	330,709	341,043	366,255	379,985
資産合計	2,392,596	1,795,314	1,469,202	1,415,450	1,483,748	1,442,963
仕入債務	332,676	245,371	226,046	234,012	289,859	227,886
短期有利子負債	225,000	413,324	363,324	241,798	200,000	200,000
その他	556,540	292,503	280,817	202,772	215,694	201,333
流動負債	1,114,217	951,198	870,188	678,582	705,553	629,219
長期有利子負債	724,000	255,122	41,798	-	140,000	140,000
退職給付引当金	49,827	56,262	73,472	96,343	120,333	137,836
その他	185,276	88,275	17,768	20,624	36,200	34,745
固定負債	959,103	399,660	133,039	116,968	296,533	312,582
純資産	319,276	444,455	465,974	619,899	481,660	501,161
負債純資産計	2,392,596	1,795,314	1,469,202	1,415,450	1,483,748	1,442,962

(連結貸借対照表のコメント)

- ① 売上債権は、平成 22 年 3 月期は前期比で 466 百万円減少している。当該減少の理由はリーマンショックに伴っての事業縮小（取引先減少及び人員削減による委託・派遣業務の減少）や、ARX 社においてプリント配線板事業の会社分割を平成 20 年 7 月に実施しており、受注取引が大きく減少している。平成 24 年 3 月期の売上債権は前期比で 98 百万円増加しているが、主に AIS 社において外部の取引先から仕入れた PC をリース会社である E 社に販売し、関係会社は PC を E 社からリースする取引を行なっており、大口の PC 販売取引により増加している。
- ② 棚卸資産は、平成 25 年 9 月（61 百万円）に残高が増加しており、主にシステム開発にかかる外注費及び技術者の人件費を仕掛品として計上している。
- ③ 仕入債務は、ARS 社において、平成 21 年 3 月期において、K 社を主力としたグループ内案件が平成 22 年 3 月期に終了した影響や AIS 社において、大口の相手先であった N 社案件が縮小していったことにより、外注費が減少した影響である。
- ④ 平成 25 年 9 月の短期有利子負債 200 百万円は、ARX 社の当座借越であり、長期有利子負債 140 百万円は、TCS 社からの借入である。借入理由は平成 25 年度より ARX グループで連結納税制度を適用するため、AIS 社、AIT 社の株式を追加取得して 100% 子会社化したためである。

(2) ARX 社比較要約連結損益計算書(今回訂正後)

(単位：千円)

	平成 21 年 3 月期(通期)	平成 22 年 3 月期(通期)	平成 23 年 3 月期(通期)	平成 24 年 3 月期(通期)	平成 25 年 3 月期(通期)	平成 25 年 9 月期(半期)
売上高	7,365,204	4,058,057	3,639,855	3,490,211	3,495,610	1,852,727
売上原価	6,259,635	3,525,094	2,895,624	2,839,535	3,015,797	1,602,817
(内外注費)	2,256,437	1,603,420	1,384,527	1,257,011	1,302,374	743,752
売上総利益	1,105,568	532,963	744,230	650,675	479,813	249,909
販管費	747,536	535,684	450,443	447,243	409,381	220,863
営業利益	358,012	△ 2,720	293,787	203,432	70,431	29,045
営業外収益	23,062	16,706	15,188	11,261	11,838	5,246
営業外費用	67,516	16,662	7,812	3,402	1,397	1,795
経常利益	313,557	△ 2,677	301,163	211,291	80,892	32,496
特別利益	897,995	186,026	12,440	882	7,115	12,539
特別損失	95,466	27,239	214,394	8,506	2,057	22,995
税引前当期純利益	1,116,086	156,109	99,209	203,666	85,949	22,040
法人税等	49,110	49,497	67,745	64,050	103,626	14,300
少数株主持分利益	△ 228	7,474	14,770	15,382	11,809	-
税引後当期純利益	1,067,204	99,137	16,692	124,233	△ 29,485	7,740

(連結損益計算書のコメント)

① 損益構造

売上高は減少基調にあり、平成 25 年 3 月期は平成 21 年 3 月期の約 47% の水準にまで縮小しているが、これは、主に ARX 社単体の減少理由と同様であり、プリント配線板

事業の会社分割と主要市場である電機・自動車業界の不振による設備投資額減額の影響によるものである。

- ② ARX 社の経理担当者によれば ARX 社と子会社との主な取引は、ARX 社システム開発案件について各子会社からの技術者の受入れ、必要に応じて子会社に対し技術者の派遣を行なっており、子会社は基本的に ARX 社単体が受注する個別受注プロジェクトものを独自に受けすることはなく、締後売上に代表されるような SES 契約、派遣契約を主として取り扱っているため構造的に赤字受注にはなりづらく、安定的に収益計上できる。また親会社である ARX 社への要員派遣は約 10% のマージンが子会社に計上されるようになっている。結果として、ARX 社単体の損益計算書においては赤字計上の期であっても連結損益計算書では黒字計上となっている。

③ 業績推移

平成 22 年 3 月期における売上高の減少及び平成 21 年 3 月期から平成 22 年 3 月期までの売上高成長率の減少は、上述の平成 20 年 7 月の会社分割の影響によるものである。平成 24 年 3 月期には売上高の減少は底を打っており、直近の平成 25 年 9 月期の売上高成長率は増加に転じている。

- ④ 営業利益は平成 25 年 3 月期 70 百万円と、連結上では黒字を計上しているが、ARX 社単体では△69 百万円の営業赤字である。また平成 25 年 3 月期では、主として平成 24 年 3 月期の業績回復に伴う法人税等の増加により、△29 百万円の当期純損失が計上されている。一方、ARX 社単体では、平成 23 年 3 月期△67 百万円、平成 25 年 3 月期△79 百万円、平成 25 年 9 月期△48 百万円の当期純損失が計上されている。これらの連結と単体との相違は上述の損益構造において説明したように連結子会社で計上された SES 契約、派遣契約を主とした売上が計上され、且つ ARX 社から得られているマージン分が連結することで原価縮小されたためである。

(3) ARX 社比較要約貸借対照表(今回訂正後)

(単位：千円)

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 25 年 9 月期
現預金	251,969	300,141	147,721	28,511	86,545	63,532
売上債権	883,960	573,264	477,868	509,873	506,447	403,875
棚卸資産	36,763	6,714	359	491	5,531	59,150
その他	39,192	60,937	10,208	10,155	16,610	17,061
流動資産	1,211,885	941,057	636,157	549,032	615,133	543,620
有形固定資産	79,267	81,178	79,595	78,327	76,904	76,152
無形固定資産	1,476	12,658	9,608	7,005	4,250	2,797
投資有価証券	154,612	175,007	152,391	159,023	198,914	213,090
関係会社株式	274,165	274,165	274,165	274,165	413,520	413,520
その他投資等	52,814	40,129	50,652	48,989	48,557	45,491
固定資産	562,337	583,139	566,412	567,510	742,147	751,052
資産合計	1,774,222	1,524,197	1,202,570	1,116,543	1,357,281	1,294,673
仕入債務	220,877	227,862	203,492	181,856	241,196	211,354
短期有利子負債	180,000	380,000	330,000	234,000	200,000	200,000
その他	403,873	190,348	155,827	81,754	86,764	91,264
流動負債	804,750	798,210	689,319	497,610	527,961	502,618
長期有利子負債	724,000	494,000	414,000	450,000	690,000	690,000
退職給付引当金	21,187	27,853	33,023	45,016	59,184	67,998
その他	181,357	86,588	26,124	29,082	40,654	36,850
固定負債	926,545	608,442	473,147	524,098	789,838	794,848
純資産	42,926	117,543	40,102	94,833	39,481	△ 2,794
負債純資産計	1,774,222	1,524,197	1,202,570	1,116,543	1,357,281	1,294,673

(ARX 社貸借対照表のコメント)

- ① 売上債権について、主な得意先は S 社、T 社と M 社で売上全体の 8 割以上を占めている。平成 22 年 3 月期の前期比減少は平成 20 年 7 月にプリント配線板事業の会社分割を行い、システム開発事業へ事業セグメントを一本化したことによる売上の減少によるものである。
- ② 関係会社株式における平成 25 年 3 月 (413 百万円) の前期比 139 百万円の増加はグループで連結納税制度を適用するため、AIS 社及び AIT 社株式の追加取得により完全子会社としたことによる。
- ③ 仕入債務における平成 24 年 3 月の前期比の減少は、リーマンショックの影響から M 社に対する案件が減少していったことによる影響である。
- ④ 純資産における減少は欠損填補のため、減資を行なっている。

(4) ARX 社比較要約損益計算書(今回訂正後)

(単位：千円)

	平成 21 年 3 月期(通期)	平成 22 年 3 月期(通期)	平成 23 年 3 月期(通期)	平成 24 年 3 月期(通期)	平成 25 年 3 月期(通期)	平成 25 年 9 月期(半期)
売上高	4,757,140	2,547,624	2,499,684	2,243,131	2,139,737	1,181,891
売上原価	3,960,992	2,214,224	2,022,420	1,865,170	1,905,224	1,028,850
(内外注費)	1,553,348	1,333,362	1,260,791	1,162,216	1,173,388	717,955
売上総利益	796,148	333,399	477,264	377,960	234,512	153,041
販管費	474,638	367,878	320,914	314,317	303,702	184,798
営業利益	321,510	△ 34,478	156,349	63,642	△ 69,190	△ 31,757
営業外収益	14,218	10,541	11,593	9,445	8,742	10,050
営業外費用	66,246	16,982	11,532	8,442	7,608	5,305
経常利益	269,482	△ 40,919	156,410	64,646	△ 68,036	△ 27,012
特別利益	894,036	127,235	809	-	1,980	7,083
特別損失	90,419	10,148	213,717	6,820	1,834	22,980
税引前当期純利益	1,073,098	76,167	△ 56,497	57,826	△ 67,910	△ 42,909
法人税等	10,079	12,282	11,394	10,891	11,348	6,006
税引後当期純利益	1,063,018	63,884	△ 67,891	46,935	△ 79,258	△ 48,916

(ARX 社損益計算書のコメント)

① 損益構造

売上高は減少基調にあり、平成 25 年 3 月期は平成 21 年 3 月期の約 44% の水準にまで縮小しているが、これは、主に①プリント配線板事業の会社分割を行い、システム開発事業へ事業セグメントを一本化したことによる影響及び②ARX 社の主要市場である電機・自動車業界の不振による設備投資額減額の影響によるものである。主な得意先は S 社、T 社と M 社で売上全体の 8 割以上を占めているが、大口の得意先であった M 社に対する売上について、リーマンショックによる経済環境の悪化から M 社が内製化を進めたため減少し、案件が縮小していったことに比例して売上取引も減少傾向にある。

② 業績推移

売上高成長率が平成 21 年 3 月期に約 38% 減少しているが、これは平成 20 年 7 月にプリント配線板事業の会社分割を行い、当該株式を譲渡したことから、当該売上高が 2,921 百万円であったことによる。また、平成 22 年 3 月期においてはリーマンショックによる市場の不振により、顧客からの要望で既存プロジェクトの中止および新規プロジェクトの延期が行なわれた。また、顧客によるソフトウェア製作の内製化やソフト開発委託の海外シフトによる委託先の変化により、ARX 社の受注案件数が減少した。その結果、前期比で売上高は 2,209 百万円、売上高成長率は 46% 減少した。

販管費が毎期減少している要因として、リーマンショックによる市場の不振による経営環境の悪化に伴い、管理部門の人員の退職、転籍等により従業員給与等、人件費関連が大きく減少している影響である。

また、各年度における特別利益及び特別損失の主たる内容は次の通りである。

- 平成 21 年 3 月期特別利益は横浜工場の売却に伴う固定資産売却益によるもの、平成 21 年

3月期特別損失は製品補償引当線入、投資有価証券評価損、事業移転損失による影響

- 平成22年3月期特別利益は賞与引当金戻入、貸倒引当金戻入及び製品補償引当金戻入による影響
- 平成23年3月期特別損失は訴訟損失(会社分割・譲渡前に製造・販売したプリント配線板に生じた不具合に対するR社等への和解費用等)による影響

(5) 主要業務フロー関連勘定科目の調査概要

① 資金関連残高

(単位:千円)

	平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期	平成25年 9月期
現金預金	666,053	548,400	398,881	232,947	298,386	324,846
短期借入金	225,000	413,324	363,324	241,798	200,000	200,000
長期借入金	724,000	255,122	41,798	-	140,000	140,000
支払利息	53,483	16,019	7,199	3,121	1,392	1,713

出典: ARX 社連結精算表

資金関連残高については、ARX グループ作成の現金実査表、各金融機関発行の銀行残高証明書及び銀行預金通帳により現金預金の実在性と借入金の網羅性を確認した上で、TCS グループからの資金調達に係るグループ内消費寄託取引に関する証憑書類、金融機関との当座借越契約書及び金銭消費貸借契約書を閲覧し、利息率、返済計画及び借入に係る制限条項等につき適正性を確認した。

② 売上債権関連残高

訂正後(本調査による影響額を含む)

(単位:千円)

	平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期	平成25年 9月期
受取手形及び 売掛金	1,227,855	761,551	663,229	761,613	766,738	622,316
売上債権回転期間 (対売上高月数)	2.0	2.3	2.2	2.6	2.6	2.0

ARX 社連結精算表より作表

売上債権関連残高については、会計監査人又はARX 及びその子会社宛に回答された「関連会社・売上債権残高確認書」により、主要な相手先に対する売上債権残高と基本契約の決済条件との整合性を確認するとともに、相手先からの回答金額との差異内容を確認した。なお、差異内容については、主に締め後売上及び工事進行基準による売上債権の計上とし

て説明されており、前述のとおり、実体の伴わない締め後売上の計上や工事進行基準による前倒し計上が行われたことによる売上債権も差異の一部として説明されていた。また、滞留売掛金の記録を閲覧し、貸倒引当金の計算方法の適切性について確認した。

③ 有形固定資産関連残高

(単位:千円)

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 25 年 9 月期
土地	64,185	64,185	64,185	64,185	64,185	64,185
建物、建物付属設備他	16,127	16,192	14,507	13,198	11,497	10,734

出典 : ARX 社連結精算表

有形固定資産関連残高については、固定資産台帳による管理状況及び減価償却費の計算方法を確認した。また、土地については、不動産登記簿謄本及び不動産鑑定評価書等により実在性及び計上金額の妥当性を確認した。

固定資産減損処理の要否の検討においては、平成 15 年 10 月 31 日公表の企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る適用指針」より、①事業再編など経営環境の著しい変化や使用範囲等を著しく低下させる変化や現状又は営業損益が連続して赤字となっている事象が無いことを確認した。②市場価値の著しい下落の有無の検討に際しては、不動産鑑定評価書により市場価値の著しい下落がないことを確認した。以上の結果、固定資産には減損の兆候はなく、したがって固定資産の減損処理の必要性はないものと判断した。

④ 投資その他の資産関連残高

(単位:千円)

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 25 年 9 月期
投資有価証券	194,679	209,478	177,924	188,722	228,196	246,776
差入保証金、その他	89,148	66,308	67,090	69,696	59,159	56,093

出典 : ARX 社連結精算表

投資有価証券は、主に上場企業の発行する有価証券であるが、証券会社発行の株式残高証明書及び会計監査人宛に回答された残高確認書と有価証券台帳の株式数・額面金額が合致することを確認した。また、各期の有価証券時価評価差額と時価情報とが一致していること及び ARX グループの会計方針に準拠して減損処理がなされていることを確認した。

差入保証金は事務所賃貸契約に係る敷金であり、建物賃貸借契約書等により計上額の適切性を確認した。

⑤ 仕入債務関連残高

訂正後(本調査による影響額を含む)

(単位:千円)

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 25 年 9 月期
支払手形及び買掛金	332,676	245,371	226,046	234,012	289,859	227,886
仕入債務回転期間 (対/月数)	1.8	1.8	2.0	2.2	2.7	1.8

ARX 社連結精算表より作表

仕入債務関連残高については、会計監査人又は ARX 社及び子会社宛に回答された「関連会社・仕入債務残高確認書」により、主要な相手先に対する残高の一致を確認するとともに、相手先からの回答金額と差異が生じている場合には、適切な差異調整がなされていることを確認した。

⑥ 税金関連取引

(単位:千円)

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 25 年 9 月期(半期)
法人税等	34,466	44,907	72,789	69,738	75,176	14,935
法人税等調整額	14,644	4,589	△5,044	△5,687	28,449	△635
繰延税金資産	29,955	22,511	12,994	17,263	7,357	7,357
繰延税金負債	6,141	14,372	7,594	10,064	24,162	29,785

出典: ARX 社連結精算表

税金関連取引については、税務確定申告書と決算書の金額の整合性を確認し、別表四の加算・減算項目に異常な調整項目がなく、財務諸表を修正すべき項目が存在しないことを確認した。

また、税効果会計については、繰延税金資産回収可能性の検討シート、繰延税金の計上明細及び確定申告書により、税効果会計の会計処理が適切であることを確認した。なお ARX 社は、平成 11 年 11 月 9 日公表の日本公認会計士協会の監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」における「過去連續して重要な税務上の欠損金を計上している会社等」に該当するため、繰延税金資産の回収可能性のスケジューリング等に基づく繰延税金資産は計上していない。従って、連結財務諸表上は子会社で発生した繰延税金資産が計上されている。

⑦ その他販売費・一般管理費取引

訂正後(本調査による影響額を含む)

(単位:千円)

	平成 21 年 3 月期(通期)	平成 22 年 3 月期(通期)	平成 23 年 3 月期(通期)	平成 24 年 3 月期(通期)	平成 25 年 3 月期(通期)	平成 25 年 9 月期(半期)
販売費及び一般管理費	747,556	535,684	450,443	447,243	409,381	220,863
対売上高比率	10.1%	13.2%	12.4%	12.8%	11.7%	11.9%

ARX 社連結精算表より作表

その他販売費・一般管理費、については、主に「業務委託契約書」、「請求書」及び「領収書」を閲覧し、残高計上額の妥当性及び期間帰属の適切性を確認した。なお、前述のように、ソフトウェア仮勘定に資産計上していた金額を研究・開発費に訂正することにより、平成 24 年 3 月期及び平成 25 年 3 月期のその他販売費・一般管理費が増額した。その他販売費・一般管理費の主な増減項目については、「業務委託契約書」、「請求書」及び「領収書」等を閲覧し、取引金額の妥当性及び期間帰属の適切性を確認した。

⑧ 営業外損益、特別損益取引

訂正後(本調査による影響額を含む)

(単位:千円)

	平成 21 年 3 月期(通期)	平成 22 年 3 月期(通期)	平成 23 年 3 月期(通期)	平成 24 年 3 月期(通期)	平成 25 年 3 月期(通期)	平成 25 年 9 月期(半期)
営業外収益	23,062	16,706	15,188	11,261	11,858	5,246
営業外費用	67,516	16,662	7,812	3,402	1,397	1,795
特別利益	897,995	186,026	12,440	882	7,115	12,539
特別損失	95,466	27,239	214,394	8,506	2,057	22,995

出典: ARX 社連結精算表

営業外収益は主に地代家賃及び受取配当金から成り、営業外費用は主に支払利息である。特別損益の増加要因については、上述の「(2) ARX 社比較要約連結損益計算書(今回訂正後)」に記載のとおりである。

営業外損益、特別損益取引の増減項目については、「業務委託契約書」、「請求書」及び「領収書」を閲覧し、取引金額の妥当性及び期間帰属の適切性を確認した。

⑨ 連結仕訳取引の検証

連結仕訳取引の検証手続については、連結会社間取引高や債権債務の相殺消去等の連結仕訳に関しては、ARX 社及び連結子会社の「勘定科目明細」により親子会社間の取引を特定し、金額の一一致を確認した。また調査対象期間の相殺消去額の推移を各期毎に比較し、大きく変動する勘定残高、もしくは相殺消去額がゼロとなっているものの勘定の性質上、

本来は相殺消去すべきである勘定残高について、増減理由を経理責任者等に質問して妥当性を確認した。これらの結果、ARX グループの連結会社間取引は適切に相殺消去がなされていることを確認した。

また、出資関係が複雑な ARX グループにおける主な連結特有の勘定は、少数株主持分及び少数株主損益であるが、これに関しては「少数株主持分分析」により、子会社の株主資本額に少数株主持分割合を乗じた額が、概ね連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書に計上されている少数株主持分の金額と整合していることを確認するとともに、子会社の各期当期純損益額に少数株主持分割合を乗じた額が、概ね連結損益計算書に計上されている少数株主損益と整合していることを確認した。

第4. 財務諸表に与える影響

1. 連結財務諸表への影響の検討

本調査で判明した不適切な会計処理による ARX グループの連結財務諸表への勘定科目別の影響額の把握は、四半期毎に区分して把握し文書化しているが、調査対象期間が長期に及ぶため、本調査報告書ではその概要を示すこととし、年度別及び勘定科目別に影響額を以下に記載する。

(単位:千円)

	勘定科目	今回訂正前	今回訂正後	影響額
平成 21 年 3 月期	売上高	7,367,304	7,365,204	△ 2,100
	営業利益	360,723	358,012	△ 2,711
	経常利益	316,269	313,557	△ 2,712
	当期純利益	1,069,916	1,067,204	△ 2,712
	売上債権	1,229,955	1,227,855	△ 2,100
	棚卸資産	38,985	38,373	△ 612
	無形固定資産	2,678	2,678	-
	仕入債務	332,676	332,676	-
	総資産	2,395,308	2,392,596	△ 2,712
	純資産	321,988	319,276	△ 2,712
平成 22 年 3 月期	売上高	4,063,810	4,058,058	△ 5,752
	営業利益	11,688	△ 2,721	△ 14,409
	経常利益	11,732	△ 2,677	△ 14,409
	当期純利益	113,546	99,137	△ 14,409
	売上債権	769,403	761,551	△ 7,852
	棚卸資産	19,374	6,714	△ 12,660
	無形固定資産	9,525	9,525	-
	仕入債務	248,761	245,371	△ 3,390
	総資産	1,815,826	1,795,315	△ 20,511
	純資産	461,576	444,454	△ 17,122
平成 23 年 3 月期	売上高	3,644,198	3,639,855	△ 4,343
	営業利益	302,004	293,787	△ 8,217
	経常利益	309,379	301,162	△ 8,217
	当期純利益	24,909	16,692	△ 8,217
	売上債権	675,425	663,230	△ 12,195
	棚卸資産	17,101	359	△ 16,742
	無形固定資産	7,000	7,000	-
	仕入債務	229,646	226,046	△ 3,600
	総資産	1,498,140	1,469,202	△ 28,938
	純資産	491,312	465,973	△ 25,339
平成 24 年 3 月期	売上高	3,488,331	3,490,212	1,881
	営業利益	265,332	203,432	△ 61,900
	経常利益	273,191	211,291	△ 61,900
	当期純利益	186,133	124,233	△ 61,900

	勘定科目	今回訂正前	今回訂正後	影響額
平成 24 年 3 月期	売上債権	771,547	761,231	△ 10,316
	棚卸資産	51,814	1,156	△ 50,658
	無形固定資産	31,504	5,240	△ 26,264
	仕入債務	234,012	234,012	-
	総資産	1,502,688	1,415,450	△ 87,238
	純資産	707,137	619,899	△ 87,238
平成 25 年 3 月期	売上高	3,485,295	3,495,611	10,316
	営業利益	34,584	70,431	35,847
	経常利益	45,045	80,892	35,847
	当期純利益	△ 116,723	△ 29,485	87,238
	売上債権	766,738	766,738	-
	棚卸資産	5,593	5,593	-
	無形固定資産	3,217	3,217	-
	仕入債務	289,859	289,859	-
	総資産	1,483,748	1,483,748	-
平成 25 年 9 月期 (半期)	純資産	481,660	481,660	-
	売上高	1,852,727	1,852,727	-
	営業利益	29,045	29,045	-
	経常利益	32,496	32,496	-
	当期純利益	7,740	7,740	-
	売上債権	622,316	622,316	-
	棚卸資産	61,504	61,504	-
	無形固定資産	2,197	2,197	-
	仕入債務	227,886	227,886	-
	総資産	1,442,963	1,442,963	-
	純資産	501,161	501,161	-

*平成 24 年 3 月期、平成 25 年 3 月期の訂正前金額は平成 25 年 6 月 10 日で提出されている前第三者委員会「最終報告書」での訂正影響額累計（売上高△186,485 千円、売上債権△195,809 千円、総資産△212,310 千円）を反映した金額を表示している。

なお、過年度財務諸表への影響額については、会計監査手続が終了しておらず、また、消費税等は考慮していないため、上述の影響額及び訂正後の金額はあくまで試算結果によるものであることに留意されたい。

2. 個別財務諸表への影響の検討

本調査で判明した不適切な会計処理による ARX 社の個別財務諸表への勘定科目別の影響額の把握は、四半期毎に区分して把握し文書化しているが、調査対象期間が長期に及ぶため、本調査報告書ではその概要を示すこととし、年度別及び勘定科目別に影響額を以下に記載する。なお、ARX 社グループ子会社においては不適切な会計処理は発見されていないため、子会社の個別財務諸表への影響額はなく、記載は省略した。

(単位:千円)

	勘定科目	今回訂正前	今回訂正後	影響額
平成 21 年 3 月期	売上高	4,759,240	4,757,140	△ 2,100
	営業利益	324,221	321,510	△ 2,711
	経常利益	272,194	269,482	△ 2,712
	当期純利益	1,065,730	1,063,018	△ 2,712
	売上債権	886,060	883,960	△ 2,100
	棚卸資産	37,375	36,763	△ 612
	無形固定資産	1,476	1,476	-
	仕入債務	220,877	220,877	-
	総資産	1,776,934	1,774,222	△ 2,712
	純資産	45,638	42,926	△ 2,712
平成 22 年 3 月期	売上高	2,553,376	2,547,624	△ 5,752
	営業利益	△ 20,069	△ 34,478	△ 14,409
	経常利益	△ 26,510	△ 40,919	△ 14,409
	当期純利益	78,293	63,884	△ 14,409
	売上債権	581,116	573,264	△ 7,852
	棚卸資産	19,374	6,714	△ 12,660
	無形固定資産	12,658	12,658	-
	仕入債務	231,252	227,862	△ 3,390
	総資産	1,544,708	1,524,197	△ 20,511
	純資産	134,665	117,543	△ 17,122
平成 23 年 3 月期	売上高	2,504,027	2,499,684	△ 4,343
	営業利益	164,566	156,349	△ 8,217
	経常利益	164,627	156,410	△ 8,217
	当期純利益	△ 59,674	△ 67,891	△ 8,217
	売上債権	490,063	477,868	△ 12,195
	棚卸資産	17,101	359	△ 16,742
	無形固定資産	9,608	9,608	-
	仕入債務	207,092	203,492	△ 3,600
	総資産	1,231,508	1,202,570	△ 28,938
	純資産	65,441	40,102	△ 25,339
平成 24 年 3 月期	売上高	2,241,250	2,243,131	1,881
	営業利益	128,143	63,642	△ 64,501
	経常利益	129,147	64,646	△ 64,501
	当期純利益	111,436	46,935	△ 64,501
	売上債権	520,189	509,873	△ 10,316

	勘定科目	今回訂正前	今回訂正後	影響額
平成 24 年 3 月期	棚卸資産	51,149	491	△ 50,658
	無形固定資産	35,870	7,005	△ 28,865
	仕入債務	181,856	181,856	-
	総資産	1,206,382	1,116,543	△ 89,839
	純資産	184,672	94,833	△ 89,839
平成 25 年 3 月期	売上高	2,129,421	2,139,737	10,316
	営業利益	△ 105,037	△ 69,190	35,847
	経常利益	△ 103,903	△ 68,056	35,847
	当期純利益	△ 169,097	△ 79,258	89,839
	売上債権	506,447	506,447	-
	棚卸資産	5,531	5,531	-
	無形固定資産	4,250	4,250	-
	仕入債務	241,196	241,196	-
	総資産	1,357,281	1,357,281	-
	純資産	39,481	39,481	-
平成 25 年 9 月期 (半期)	売上高	1,181,891	1,181,891	-
	営業利益	△ 31,757	△ 31,757	-
	経常利益	△ 27,012	△ 27,012	-
	当期純利益	△ 48,916	△ 48,916	-
	売上債権	403,875	403,875	-
	棚卸資産	59,150	59,150	-
	無形固定資産	2,797	2,797	-
	仕入債務	211,354	211,354	-
	総資産	1,294,673	1,294,673	-
	純資産	△ 2,794	△ 2,794	-

*平成 24 年 3 月期、平成 25 年 3 月期の訂正前金額は平成 25 年 6 月 10 日で提出されている前第三者委員会「最終報告書」での訂正影響額累計(売上高△186,485 千円、売上債権△195,809 千円、総資産△212,310 千円)を反映した金額を表示している。

なお、過年度財務諸表への影響額については、会計監査手続が終了しておらず、また、消費税等は考慮していないため、上述の影響額及び訂正後の金額はあくまで試算結果によるものであることに留意されたい。

【参考】前回訂正による影響額（前第三者委員会「最終報告書」添付資料「不適切な会計処理に係る財務項目の影響」より抜粋）

前第三者委員会が平成 25 年 6 月 10 日に公表した調査報告書の「添付資料 不適切な会計処理に係る財務諸表項目の影響額」では、平成 23 年度の第 1 四半期から平成 24 年度の第 3 四半期までの四半期毎に影響額が記載されている。

本調査対象期間のうち、当該調査報告書により既に修正済みの不適切な会計処理による影響額を、参考までに年度別及び勘定科目別に要約して記載すれば、以下のとおりである。

(単位:千円)

	勘定科目	前回訂正前	前回訂正後	影響額
平成 24 年 3 月期 (通期)	売上高	2,311,931	2,241,250	△ 70,681
	営業利益	190,658	128,143	△ 62,515
	経常利益	191,662	129,147	△ 62,515
	当期純利益	173,950	111,436	△ 62,514
	売上債権	594,403	520,189	△ 74,214
	総資産	1,272,431	1,206,382	△ 66,049
平成 25 年 3 月期 (第 3 四半期 累計)	売上高	1,604,351	1,488,547	△ 115,804
	営業利益	15,749	△ 127,828	△ 143,577
	経常利益	29,317	△ 114,261	△ 143,578
	当期純利益	22,457	△ 121,121	△ 143,578
	売上債権	645,649	449,839	△ 195,810
	総資産	1,405,933	1,193,623	△ 212,310

第5. 不適切な会計処理に関し判明した事実関係

1. 不適切な会計処理の背景事情

ARX 社では、業績予想が作成され公表されているが、平成 24 年度以前においては、当時の社長（以下「元社長」という。）の意向により、業績予想も達成可能な範囲の上限水準で設定されたとのことである。本調査では、上場会社として公表した業績予想（以下「公表値」という。）の達成を至上命題として、元社長から決算日直前に目標必達が指示されたことが判明しており、期末直前に短期間で業績回復を図ることが不可能であることからすれば、会計基準を逸脱してまでも公表値を達成することを示唆したことに他ならないものといえ、元社長が業績予想達成の強いプレッシャーを感じていたといえる。

これら元社長の意向を受け、取締役他の幹部職員は、「赤字であれば賞与が出ない」とのプレッシャーを受けて、従業員の士気の低下や離職を懸念し、公表値を達成するために不適切な会計処理を行った。

なお、平成 22 年 4 月 1 日付給与規則第 28 条によると、「賞与は、原則として年 2 回夏季及び冬季に、賞与の算定期間に在籍し、かつ、支給日に在籍する社員に支給する。ただし、会社の業績不振等の場合支給しないことがある。」と定め、同条 2 項に「賞与の支給額、支払条件及び支給日についてはその都度定める。」と規定しているが、実際には、大株主である TCS 社がグループ会社で支給する賞与を毎年度決定しており、グループ会社を A～C の 3 ランクで評価した上で、ランクごとに賞与の支給月数を決定している。また、平成 20 年以降において、ARX グループで賞与が無支給となったのは平成 21 年冬季のみであり、同期はリーマンショックの影響で TCS グループ全体の業績が下降した時期であり、TCS グループ企業は全て賞与が無支給であったとのことであるが、結果として、この事実が前例となり、幹部職員らに対する心理的圧力となったものといえる。

2. 不適切な会計処理の関与者及び関与形態

本報告書「第 3. 判明した不適切な会計処理に関する事項」のうち、締め後売上、工事進行基準における売上の前倒し計上（架空計上）、及び仕掛品の過大計上は、営業部又は支店の幹部職員が労務費の原始証憑である勤務表の管理者に指示をしてプロジェクトコードに修正を加えるという原価付替え作業を通じて行われた。当時、ARX 社内では勤務表の修正を指示された者が修正内容を適正かどうか改めて勤務表の作成者に確認することはなく、また修正を依頼された勤務表の管理者の修正をその部署の責任者がチェックをするという体制ではなかったので修正が容易であった。

本調査における関係者へのインタビュー及びアンケート調査において、上述の不適切な会計処理を目的とした勤務表の修正の指示をしたことを営業部又は各支店の幹部職員の多くは認めており、その背景事情として公表値の達成に対する元社長の日頃からの強い指示の存在をあげている。また、前述のとおり ARX 社は業績が悪化したことから

平成 21 年冬季の賞与を社員全員に対し不支給としているが、元社長や営業部担当の元取締役が公表値の達成を求めるときに、このままだと従業員全員の賞与がでないこともありうるといわれたと複数の幹部職員がインタビューに対して回答しており、そのうちの一人は数字の調整は会社のためだけではなく、従業員全員のためにもやむを得ない選択だったと述べている。

ヒアリングによると、上記の元取締役は、平成 23 年春頃、元社長から売上について何とかしてほしいといわれた際に、会社の状況からすると普通の方法では無理であって、受注見込みの高いもので売上を前倒しで計上するしか方法がないことを伝えたこと、その後、営業部又は支店の幹部職員にそのように指示したこと及び受注見込みがかなり高いので架空計上という認識はなかったことなどを回答している。他の幹部職員の一人も元社長から経営会議の席上以外でも日頃から公表値の達成を求められ、売上の前倒し計上で数字の調整ができないか相談されたこともあると述べている。

これに対し、元社長は、売上の前倒し計上を部下に指示したことは否定しているが、上記元取締役や幹部職員に対して上場会社として公表した業績予想、特に利益目標の達成について強く求めたこと、それが不適切な会計処理の原因となったことは認めている。

このような関与形態からすると、元社長と元取締役が公表値達成を幹部職員に強く指示し、その際に従業員全員に一律賞与がでないこともありうると言ったりしたことが原因で、営業部門の幹部職員らの中には従業員全員のためにコンプライアンスを無視しても公表値を達成するという考え方を抱く者も現れ、特に営業部門に公表値達成至上主義を容認する雰囲気が醸成される結果になったと判断できるのであって、この点で、経営陣の責任は重い。

もっとも、前第三者委員会の調査が開始される前に、元社長及び取締役 2 名が経営陣から退任し、ARX 社は経営陣の刷新を図っていることから、経営陣の責任は相当程度果たされているものと思料する。また、後述のとおり、その後 ARX 社において改善委員会が発足し、再発防止に向けて各施策を実施しており、会社再生への確実な一步を踏み出しているものと評価できる。

第6. 不適切な会計処理が発生した要因及び組織・経営体制上の問題点

1. コーポレート・ガバナンスの状況

コーポレート・ガバナンスとは企業経営を常時監視しつつ、必要に応じて経営体制の刷新を行い、企業経営をめぐる不祥事の発生と経営破綻とを防止していくためのメカニズムであり、その狙いは企業の健全性・適正性の確保と業務の効率性・収益性の確保であるといわれている。ARX社は、コーポレート・ガバナンスを徹底するために平成18年5月26日に会社法第362条第4項6号に基づき会社法施行規則第100条が規定する内部統制システムの整備に関する以下の基本方針を取締役会で決議し、公表している。

基本方針には、コンプライアンスに関する体制を整備するための規定を制定し、従業員への教育を実施すること、特に管理職に対しては「AIREX行動規範解説書」を作成配布すること、適切なリスク管理体制を構築すること、業務執行に関しタイムリーに取締役会に報告される体制を整備し、取締役会の機能を強化すること及び取締役及び使用人が監査役に報告するための体制を整備し監査の実効性を高めることが宣言されている。

また、金融商品取引法第24条の4の4の規定は、上場会社に対して、財務計算に関する書類その他の情報の適正性、財務報告の信頼性を確保するために内部統制報告書の作成・提出を義務づけているが、ここでいう内部統制には、企業会計ルールの適切な運用、IT環境への適切な対応、業務プロセスにおいて職務の分掌を明確にし、職務を複数の者間で適切に分離をさせることによって、それぞれの担当者間で適切に相互牽制を働くことも含まれている。

しかるに、ARX社で本報告書「第3. 判明した不適切な会計処理に関する事項」に記載した事象が発生したのは、上述の基本方針に基づく内部統制システムが十分機能しておらず、業務プロセスにおける職務の分掌が不完全で相互牽制が機能していなかつたことが要因と判断される。これらが有効に機能していれば今回の不適切な会計処理の発生事象のうちの大部分は未然に防ぐことが可能であり、また、早期に発見され、早い段階では正措置を取ることが可能であったと思われる。

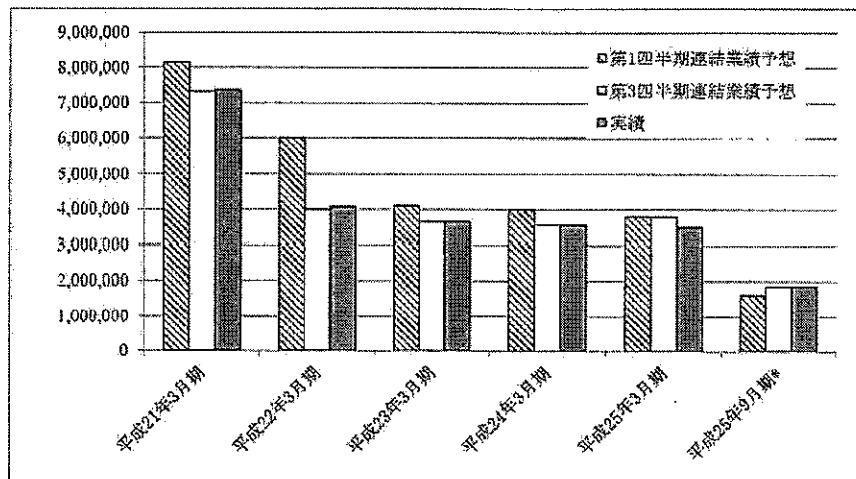
今回の第三者委員会発足のきっかけは、大阪支店で仕掛品勘定に架空の労務費70万円が含まれていたことについて、2名の従業員から勤務表改ざんの告白があったことを受けたことによる。しかも、この勤務表の改ざんについては本報告書「第5 不適切な会計処理に関し判明した事実関係」で述べたとおりである。このように勤務表の改ざんに伴う仕掛けの計上（原価付替え）やその他の不適切な会計処理が行われた要因として、後述するようにARX社が公表値達成至上主義に陥ったことやARX社の内部統制システムの未整備や機能不全、組織・経営体制上の問題点が存在したことあげることができる。

2. 公表値達成至上主義の存在

ARXグループにおける各決算期の売上高及び経常利益の連結業績予想は、下記のとおり

である。各期において当初の業績予想から数回にわたり業績予想を変更しており、また修正後の業績予想数値をみても当初の業績予想数値からは大きく乖離している。

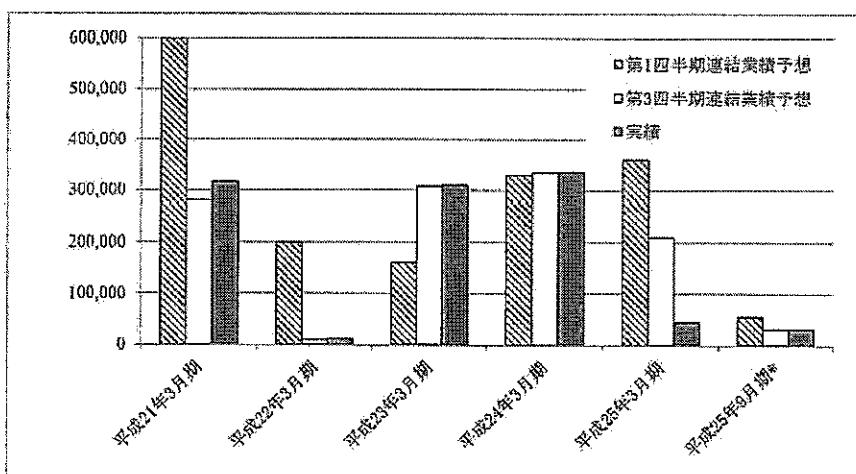
売上高連結業績予想及び実績(前回訂正前) (単位:千円)



出典：決算短信

*平成25年9月期は半期予測及び実績を示す。

経常利益連結業績予想及び実績(前回訂正前) (単位:千円)



出典：決算短信

*平成25年9月期は第2四半期における半期予想及び実績を示す。

各期における業績予想の変更：

- 平成20年9月30日「業績予想の修正に関するお知らせ」により連結売上高7,540,000千円、連結経常利益380,000千円へ業績予想修正がなされている。
- 平成22年1月29日「業績予想の修正に関するお知らせ」により連結売上高4,300,000千円、連結経常利益60,000千円へ業績予想修正がなされている。
- 平成22年4月1日「業績予想の修正に関するお知らせ」により連結売上高4,000,000千円、連結経常利益10,000千円へ業績予想修正がなされている。
- 平成23年2月4日「業績予想の修正に関するお知らせ」により連結売上高3,500,000千円、連結経常利益234,000千円へ業績予想修正がなされている。

- 平成23年4月27日「業績予想の修正に関するお知らせ」により連結売上高3,644,000千円、連結経常利益307,000千円へ業績予想修正がなされている。
- 平成24年5月15日「業績予想の修正に関するお知らせ」により連結売上高3,559,000千円、連結経常利益335,000千円へ業績予想修正がなされている。
- 平成25年2月1日「業績予想の修正に関するお知らせ」により連結売上高3,800,000千円、連結経常利益210,000千円へ業績予想修正がなされている。
- 平成25年10月30日「業績予想の修正に関するお知らせ」により連結売上高1,852,000千円、連結経常利益32,000千円へ業績予想修正がなされている。

ARX社では、本報告書「第5 不適切な会計処理に関し判明した事実関係」に記載したとおり、公表された業績予想の達成を至上命題としており、元社長や営業担当の元取締役は公表値達成の強いプレッシャーを感じており、部下に対し公表値の必達を強く求めた。取締役他の幹部職員は、「赤字であれば賞与が出ない」とのプレッシャーを受けて、公表値を達成するために不適切な会計処理を行ったものである。また、従業員全員の賞与の不支給の可能性を公言することは人材の流出につながり、人材の確保にも影響するという点でも大きな問題である。

なお、今決算期からは現実的で達成可能な水準の予算、業績予想を策定しているが、従来から経営目標値の策定を行う上での中長期の目標とその到達のための具体的な経営方針、営業計画が明確に示されていないことが伺われ、過去に業績予想の修正が繰り返されていた事実からは、予算及び業績予想の精度を高めるための基礎となる経営管理機能が不足していた可能性がある。

3. 不適切な会計処理における内部統制上の問題点

(1) 取締役会の監視機能の不全

本報告書「第5 不適切な会計処理に関し判明した事実関係」に述べたとおり、元社長及び営業担当の元取締役には上述の公表値達成について、強いプレッシャーが認められるが、その強いプレッシャーが、いつしか無理にでも当期売上を増大させるという方向に流れ始めた際、法令遵守の見地から歯止めとなり、監査役となるべき取締役会が、その機能を全く果たしてこなかったものと評価せざるを得ない。ARX社の取締役には、現実に売上の前倒し計上や仕掛品計上における原価の付替えが行われていることを知っていた者も含まれるが、誰一人としてこの事実の是正を、取締役会で表明した記録はない。取締役相互の監視機能も不十分であったといわざるを得ない。

(2) 監査役会の機能不全

監査役は、折に触れてコンプライアンス経営の重要性を訴えていたことは認められるが、監査役会として取締役に対して具体的に実効性のある体制整備の提言をしておらず、ARX社の経営実態に即した適切な会計処理を担保する体制や適切な業務プロセスに対する定期的な検証など、監査役及び監査役会の監視機能を日頃から十分に発揮していたとは認められない。今回の不適切な会計処理は、会計監査人の指摘を契機に発見されたものであるが、監査役会議事録を見る限り、その当時、当該指摘に基づいて迅速に対応した形跡も認められない。

(3) 営業部門と業務管理・経理部門の相互牽制機能の欠如

本件不適切な会計処理においては、勤務表の改ざんによって本来はプロジェクトに関与していない人員の勤務記録がプロジェクトに従事したかのように修正(原価の付替え)されていた。締め後売上、工事進行基準売上、仕掛品の会計処理や業務プロセスにおいて、業務管理部が独自に計上金額の計算根拠を適切な証憑書類によって検証することで、不適切な会計処理を発見した。すなわち、原価を構成する勤務表等と見積書に記載された予定人員、発注書における作業期間及び工数等を突合すれば、当然に差異が生じていることから、実体の無い売上や仕掛品の計上を発見・阻止することができたと考えられるが、実際には業務管理部が十分な証憑書類間の突合を行っていなかった。

(4) 財務報告における内部統制上の問題点

ARX 社の財務報告における内部統制上の問題点を列記すると以下のとおりである。

- ・ 経理部門において、現職で長期の業務経験を持ち十分な業務知識を持つ経理人員が不足しており、営業部門に対する牽制機能が十分に機能していない。
- ・ 財務会計において、業務の実態を表す情報が詳細に管理されておらず、プロジェクト毎の正しい損益実績が会計データに記録されておらず、経営判断の根拠となる財務分析を適時に行うことができない。
- ・ 仕掛品やソフトウェア開発の管理において、プロジェクトコードが適切に割り振られておらず、適正な資産内容の管理が行えない場合がある。
- ・ ソフトウェア開発の受注において「人員配置表」や「工程管理表」に基づく「プロジェクト收支管理表」によるプロジェクト管理が有効に機能していない。
- ・ 業務委託契約及び派遣契約において、売上計上は検収基準が原則であるにもかかわらず検収明細表との照合が不十分で、しかも確認作業を行っている担当者その他に然るべき上席者の承認の手続を欠いているため、売上高の実在性、期間配分の適切性の確認が不十分である。
- ・ ソフトウェア開発の受注において全体の消化工数から売上工数を控除することにより仕掛工数を計算するが、業務委託及び派遣と同じように検収明細表との照合が不十分ために仕掛品の実在性、期間配分の適切性の確認が不十分である。

(5) 内部通報制度の運用上の不備

ARX 社及び ARX グループ各社においては、内部通報規程を平成 20 年 9 月 26 日に制定し、同年 10 月 1 日に施行され、その後 2 回の改定が行われたが、内部通報制度の従業員への周知は行われておらず、規程に定めた指定法律事務所も特定しないなど、実質的に機能していなかった。ARX 社が法律事務所と内部通報に関する委嘱契約を締結し、ARX グループ従業員へ制度を周知したのは平成 25 年 6 月であった。なお、今回のアンケート調査に対する回答では、内部通報制度を充分又はほぼ理解しているとの回答が大半であり、現時点では、従業員には制度が認知されているが、現在までに通報実績は無く、従業員に対して通報制度の運用・対応方針や通報情報の取り扱いを説明するなど、通報制度の信頼性を高め、制度が形骸化しないように運用者からも制度

の有効性を広める必要がある。内部通報制度は、本来、コンプライアンス体制にひずみが生じたときに、企業が自律的にそれを是正する機能を有している。今回の勤務表の改ざんにおいて、内部通報を行った従業員は皆無であったし、むしろ、そのようなことをすれば、却って自分に不利益が及ぶ可能性があると述べる者もいた。今回、コンプライアンス体制の要である内部通報制度が機能していないことも、不適切な事象が発生した要因の一つである。

(6) 内部監査の機能不全

ARX グループでは、親会社社長直轄の組織として内部監査室が置かれ、その主たる業務として内部統制の評価を目的とした監査が実施されている。平成 21 年度から平成 23 年度における内部監査室長による内部統制結果報告書によると、ARX 社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす①全社的な内部統制及び、②業務プロセスに係る内部統制について、運用テストを実施し、運用状況を確認した上で内部統制の有効性に関する評価を行った結果、いずれも重要な欠陥について該当事項はないとの結果を報告している。なお、平成 24 年度においては、前第三者委員会による調査があったこと等の理由もあり、内部統制結果報告書を提出していない。業務プロセスの運用テストには、工事進行基準の売上計上プロセス等を含むが、これらのテストを実施した結果として不適切な会計処理に関連する指摘事項が報告されておらず、内部監査室による内部統制の有効性の評価が形骸化している状況にあった。

4. コンプライアンス意識の欠如

(1) 会計知識の欠如

本件不適切な会計処理において、売上計上の前倒しや仕掛品の増額を実行した営業部又は支店担当者へのヒアリングによると、売上の前倒しについては、いざれは将来に実現する売上及び利益を早く認識するといった程度の意識であり、会計処理が適切ではないとの認識はあったものの、架空の売上を計上する訳ではないので、大きな違反行為ではないと考えていたことが窺える。また、営業部や支店担当者は、作業のトラブル等で追加作業が発生した場合、取引先との交渉により見合いの受注増額又は追加受注が見込めるのであれば、追加作業の費用を仕掛品勘定に資産として計上しても問題は無いとの考えが広く持たれていた模様であり、会計基準を逸脱して不正行為を行ったとの意識は低かったといえる。

(2) コンプライアンス教育

本調査におけるアンケート調査によれば、コンプライアンス研修を受講していないとの回答が散見され、コンプライアンス研修が不十分であるとの意見も寄せられた。また、「AIREX 行動規範解説書」の内容やその存在を知らないとの回答も多く、コンプライアンス教育がまだ浸透していない実態が判明した。勤務表の改ざんについては、元取締役から数値目標の達成を指示された幹部職員が、部下の勤務表を修正する形で実行したものではあるが、その修正作業にかかわった従業員や、自らの勤務表が改ざんされていたことを後に知らされた従業員らから、その場で異議や質問が出された形跡がないことはその証左である。

(3) 経営者によるコンプライアンス重視の姿勢の欠如

前述の公表値達成至上主義が示すように、ARX 社では経営陣にコンプライアンスを軽視する傾向が見受けられ、経営陣はコンプライアンスを尊重する企業風土の醸成に尽力していなかったといえる。

第7. 再発防止策の提言

1. 改善委員会が実施している再発防止策の有効性

ARX 社は、前第三者委員会の再発防止策の提言を踏まえ、平成 25 年 6 月 11 日に社内に改善委員会を設置した。同委員会は、設置目的として、コンプライアンス意識の向上、内部統制の一層の強化、内部監査体制の見直しを掲げ、同月 25 日に改善計画を公表している。その際に ARX 社が公表した再発防止策の要点を列記すると以下のとおりである。ARX 社は、再発防止策を平成 25 年 6 月以降実施しているが、これは、今回のような不適切な会計処理の防止策として有効に機能し始めていると判断される。

- ・社内の業務管理部門及び経理部門を強化する。
- ・プロジェクトごとに統一的な収支管理表を作成し収支管理を徹底する。
- ・発注書の管理を含め受注管理を徹底する。
- ・売上及び仕掛品の実在性の検証や売掛金の回収見込みに関する検証を強化する。
- ・売上及び仕掛品等の計上の原始証憑である勤務表の管理を強化する。
- ・財務報告にかかる内部統制整備の観点から営業部門と管理・経理部門の相互牽制、モニタリングを強化する。
- ・締め後売上の計上を廃止する。
- ・工事進行基準を厳格に適用する。
- ・役員間の業務執行における相互監視機能を強化する。
- ・取締役会の監督機能を強化する。
- ・取締役以下の役職員のコンプライアンス意識の向上を目的とした社内研修を定期的に実施する。

2. コーポレート・ガバナンス強化における提言

現在 ARX 社が実施しているコーポレート・ガバナンス強化のための取り組みが有効に機能しているのかを絶えず検証し、発見した不完全な部分にさらに改善を加えるといいういわゆる PDCA サイクルを意識して上記の再発防止策を実施することが重要である。本調査においても、前第三者委員会の調査結果と同様に、役員が上場企業としての公表値の達成のみに目を奪われ、上場企業としての業務の適正性・財務報告の信頼性に対するコンプライアンス意識が著しく欠如していることが窺える。しかも、少数の大手企業が主要取引先の大部分を占めることもあって、コーポレート・ガバナンスのもう一つの要素である収益性の維持の方策について真正面から真剣に取り組んでいる様子も窺えない。まずは、この点の意識改革に努め、業務管理部門及び経理部門の強化を図り、財務報告の信頼性の基礎となる企業会計ルールを適切に適用するとともに、財務報告の信頼性を損なう会計処理上のリスクを事前に把握し、会計処理の面における適切なリスク管理体制を構築しなければならない。また、今回の不祥事を教訓に、営業部門と業務管理・経理部門の相互牽制及び各部門内における事務処理上のチェック体制(重要な事務処理を一人の人間に委ねない

体制)の確立が不可欠である。本報告書第6の問題点の分析を元に ARX 社が今後検討すべき再発防止策は以下のとおりである。

(1) 取締役会の監視機能の回復

代表取締役の強い指示があつたとしても、個々の取締役は、自身の監視機能を働かさなくてはならない。そのためには、執行と監督の明確な分離が必要であり、執行者と監督者の分離と相互監視を実現しなければならない。

(2) 監査役及び監査役会の監視機能の実質化

監査役会は、取締役会に対しコンプライアンス経営の重要性を説くだけではなく、そのような体制を構築するための具体的な方策の提言にも心がけるべきで、取締役会が決定した具体的な方策が有効に機能しているかについても常に報告を受け検証をしなければならない。また、会計監査の面においても不適切な会計処理が行われるリスクを正確に把握し、その部分については定期的に会計監査人に報告を求めるべきである。監査役が取締役会に出席し、必要に応じて個別に業務内容の報告を受け、業務執行の適正性を監視すべきであることは言うまでもない。

(3) 経営改革推進室の設置

公表値達成至上主義へと傾倒した一因として、本来企業として根幹となる経営戦略・計画が脆弱であったために、経営資源や外部環境の分析が十分に為されず、達成可能な公表値を精緻に見積もることが出来なかつたことが挙げられる。上場企業として、経営改革を推進する専門部署を設置して、自社の内部・外部環境や経営基盤を分析し、予算策定から営業・人材戦略を含む具体的な経営計画を企画・推進する機能を強化して、企業価値の向上を目指す体制を築くことが有效であると考える。

3. コンプライアンス態勢構築・強化における提言

(1) コンプライアンス教育

コンプライアンス教育につき、再度見直しを行い、既成のコンプライアンス研修ではなく、自社の業務に即した実効性のあるコンプライアンス教育・研修を実施する必要がある。かかる教育・研修を通じて、従業員が、上場企業として求められる業務の適正性及び財務の信頼性についての理解を深め、ARX 社の業務内容に沿った形で適切な業務プロセス及び会計知識の習得に努めることが重要である。

(2) 経営者によるコンプライアンス重視の姿勢

経営者として自らコンプライアンス重視の姿勢を示し、従業員および取引先へメッセージを發信して、コンプライアンス遵守の企業風土を醸成することが肝要である。今回、経営陣が公表値達成至上主義に陥り、売上の前倒し計上等の不適切な会計処理が行われ、直ちに是正されることもなかつた。これは、企業風土の中に十分コンプライアンス意識が浸透していなかつた証左である。

これについては、普段からの教育も大切であるが、何よりもまず経営陣から姿勢を正すべきである。そのためには、経営陣は、自ら率先してコンプライアンス遵守の宣言を行うこと、上司の命令に反してもコンプライアンスを守って行動した従業員は、必ず身分が保護される旨の宣言を行うことが求

められる。そういう身分上の保障があつて初めて従業員としてはコンプライアンスに違背した企業行動を発見したときに、これを是正するための内部通報に踏み切ることができ、内部通報制度が有効に機能するのである。

(3) 内部通報制度の充実

内部通報制度を実質的に運用開始したのは平成25年6月であるが、まだ通報実績はない。通報制度をコンプライアンス遵守のために健全に機能させるために重要なことは、通報者の保護や通報内容の守秘責任、通報の取り扱いと通報に対する対応方針を明確にルール化し、通報者が安心して活用できる内部通報制度の運用を行うことで内部通報制度に魂を入れることである。これまで内部通報規程が整備されていたものの、運用されておらず、全く機能していなかった。そのことが、内部通報をしても結果的に自分に不利益が及び、通報しても何のメリットもないと従業員に感じさせる原因となり、今回の不適切な会計処理が見過ごされることになったものと思われる。内部通報者は会社の宝であり、内部通報者は絶対に身分が保障されなければならない。ARX社は内部通報に対して絶対に違法不当な措置は取らない、万一そのような事象を見聞した従業員は、いち早く会社に通報すべきであり、通報者に決して不利益は課さないと経営陣からの宣言がなされること、それも定期的にこの宣言がなされることによって、はじめて内部通報制度に魂がこもってくるものと思われる。経営層からのこのような断固たる宣言がなされなければ、制度の根幹をなす相互信頼の醸成は不可能である。なお、経営者等の上層部による不適切な行為を通報する窓口として、親会社のコンプライアンス担当等への通報窓口を選択肢に加えることも有効である。

(4) コンプライアンス強化を目的とした専門部署の設置

現在、上述した改善委員会の再発防止策を実施するべく、業務管理部を中心にコンプライアンス強化に取り組んでいるが、コンプライアンス教育、内部通報制度の運用や後述する業務プロセスに関する再発防止策などがより有効に機能するべく、コンプライアンス強化策の推進や各制度の実効性及び取締役会までを含めてモニタリングするコンプライアンス専門部署を設置し、計画的な推進体制及び監視機能の強化を担保することが有効と思われる。なお、この部署には外部の有識者を加えることも検討すべきである。

4. 業務プロセス等における有効な再発防止策

(1) 勤務記録の管理

ARXグループにおいて、現行の制度では勤務表の訂正是入力者本人が勤務表を再発行した上で本人による署名を必要とし、入力者以外の者が勤務表のコードの修正を行うことは出来ないルールとなった。一方で、勤務実績の管理の面では、勤務表の入力の際に業務の発注単位でプロジェクトコードが設定されていないことがあり、勤務実態を精緻に勤務表記録及び会計記録へ反映できないケースが見られる。個人がExcelファイルに入力して印刷して提出する現行の勤務記録の管理方法では、給与システムへの入力作業など、非効率の発生や誤入力のリスクが存在するが、コストの大部分を占める人員の勤務時間の管理はコントロールの鍵ともいえる重要事項であり、

作業実態を会計記録や管理記録に正しく反映するための改善が望ましい。例えば、コンピューターによる勤務管理のシステムを導入することで、勤務予定・実績、人員配置の管理や会計記録へのデータ互換、データ改ざんの回避が可能になると思われる。また、勤務実績の詳細までの分類も容易となり、精度の高い資産・原価管理も可能となると思われる。なお、勤務表の訂正以前にプロジェクトコードの正確な記入が励行されるべきであり、そのためには社内のプロジェクトコードの管理方法を全社的に統一し、現場に対しプロジェクトコードの勤務表への正確な記入を周知徹底しなければならない。

(2) 財務会計データの精度の向上と有効活用

現在、仕掛品を集計額で一括計上するなど、財務会計において、全ての取引の業務実態の情報を必ずしも詳細まで管理しておらず、プロジェクト毎の正しい損益実績が会計データに記録されていないため、会計データが財務分析等に活用されていない。また、営業部においては、各プロジェクトの採算・収支計画は担当者が作成するプロジェクト収支管理表等により個別に管理されており、社内のプロジェクトの実績や予算が一元的に管理されていない。財務会計のデータを経営やプロジェクト管理に活用するべく、会計システムの情報の精度を高めて一元的に管理できる体制を築き、その情報活用を検討することが望ましい。この点は、上述の改善計画の一つに掲げている、プロジェクトごとに統一的な収支管理表を作成し収支管理を徹底するためにも検討すべきである。

(3) 経理部人員の増員

本報告書で何度か繰り返し記載しているが、経理部等において、十分な人員を確保して業務管理部とともに営業部門に対する監視体制を拡充する必要がある。また、TCSグループ内での人事異動ローテーションを計画的に行い、経理部での経験と知識を蓄積できる体制をとらなければならない。

(4) 予算の精度の向上

予算を策定するにあたり、現実に即した適切な予算や目標を設定することは、経営上の重要な課題であり、会社の命運を左右するといつても過言では無い。本件の不適切な会計処理が、身の丈を超えた業績予想を公表したがために、自らが振り回されてルールを逸脱してしまったのであれば、会社の経営目標の設定方法に根本的な原因があり、経営者の楽観的なシナリオ、会社の現状分析の甘さなど、経営判断の失敗が露呈することを避けるために不適切な会計処理という手段に頼ったとも考えられる。

上述の財務会計データの精度向上と併せて、自社の強みと市場予測、営業戦略、拡大方針を具体的に積み上げて、実効性のある予測値を策定する経営体制を構築することが求められる。

(5) 内部監査室による監視の強化

内部監査室による業務のモニタリング機能を強化し、業務が適正に行われるよう監視する必要がある。現行では内部統制監査が業務の中心であるが、監査の結果、押印等の書類上の不備など軽微な事務手続漏れが指摘されるに留まっており、5年間で1千件を超える勤務表の手書き修正が行われていたにも関わらず、問題として指摘されていなかった。これまで、内部統制の評価結果を作成することを目的とした形式的な業務手続のテストが行われていた可能性があり、不

適切な行為や業務プロセスの不備を是正するという視点が欠如していたといえる。内部監査の目的を再考し、不適切な業務実態や会計報告に影響を与える業務プロセスの不備を発見するという観点から監視機能を強化することが望ましい。さらに、監査の結果発見した問題点は放置せずに、直ちにその原因を究明し、新たな改善策の実施につなげることが肝要である。

第8. 結語

ARX 社は、平成 25 年 5 月 7 日に前第三者委員会が発足し、同年 6 月 10 日に調査報告書が提出され、同報告書に基づく再発防止策を元に組織の改善に取り組んできたところである。それから約半年後の同年 11 月 22 日に再度第三者委員会が発足したというのは異例のことではある。しかし、これは、本報告書第 1 の調査に至る経緯で述べたように前第三者委員会の調査期間が約 1 ヶ月というきわめて限られた期間であったため、十分な調査ができなかつたからであつて、前第三者委員会の調査完了後にまた新たに不適切な事象が発生したからではない。

また、本調査の調査対象には前の調査以降の同年 6 月から 9 月までの会計処理も含まれているが、その期間について不適切な事象は発見されていない。前第三者委員会の調査は、調査期間が限られていたにもかかわらず、ARX 社の業務委託及び派遣取引における、検収日以降の役務提供を売上に計上する締め後売上において売上の前倒し計上（架空計上）が行われたことについて、その背景を探り、要因分析を行い、再発防止策を提言し、過年度の財務報告の金額修正を行なうことで一定の成果を上げている。本調査は、前第三者委員会の調査内容をさらに深化させることを目的として、調査対象を ARX 社の過去 5 年分の事業年度に広げ、対象会社には ARX 社以外に同社の連結子会社 3 社を含めた。

本調査の結果、不適切な会計処理の事象として、締め後売り上げのみならずソフトウェア開発受託の売上計上において工事進行基準の不適切な適用による売上げの前倒し計上、不適切な長期滞留仕掛品の過大計上、仕掛品に他のプロジェクトの原価を付替えることによる利益の調整など新たな不適切事象が発見された。そこで ARX 社及びその子会社の上述事業年度の取引すべてを対象に調査し、問題点を抽出し、必要に応じて金額の修正を行つたところである。

かかる事象が発生した背景及び原因についての分析については本報告書第 5 及び第 6 に記載した。特に留意すべき点は、役員が公表値達成至上主義に陥り、部下に対して強いプレッシャーをかけたことが、職員の上場企業としての財務報告の信頼性及び会計処理に対するコンプライアンス意識の欠如、経理部門の人材不足及びプロジェクトごとの収支管理や会計証憑類の管理における営業部門と管理・経理部門の相互牽制体制の未整備などの社内環境とも相まって、今回の不祥事を引き起こした最大の原因であるということである。

ARX 社としてはこの点を十分認識し、本報告書第 7. に記載した再発防止策を踏まえて、本調査以前から推進している改善策ないし再発防止策のさらなる充実・強化を図るべきである。また、定期的にその効果を検証し、さらに改善につなげる努力を怠ってはならない。最後に ARX 社が本調査の結果を、上場会社としての再生への道筋をさらに確固たるものにすることに役立てることを願うものである。

以上